

1. 相談窓口の状況

(1) 消費生活センター数：3年間で223カ所増加

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 (H21.4.1からの比較)
合計	501	611	684	724	223
都道府県	123	116	113	110	△ 13
政令市	26	30	30	31	5
市区町村	351	462	538	579	228
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	3

(2) 市区町村（政令市を除く）における相談窓口（消費生活センター含む）の設置状況：3年間で228自治体増加

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 (H21.4.1からの比較)
相談窓口設置の市区町村数	1,375	1,490	1,580	1,603	228
(設置率)	77.6%	86.1%	91.4%	93.1%	
うちセンター設置	379	525	636	725	346
うち単独設置	348	462	536	577	229
広域連携※	31	63	100	148	117
うち相談窓口設置	996	965	944	878	△ 118
うち単独設置	989	959	939	869	△ 120
広域連携※	7	6	5	9	2
相談窓口未設置の市区町村数	396	241	148	119	△ 277
(未設置率)	22.4%	13.9%	8.6%	6.9%	
(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	△ 49

※ 広域連合、一部事務組合または広域的連携により相談窓口(消費生活センター含む)を設置した管内自治体については、設置自治体として整理。

2. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：3年間で591名の増員

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 (H21.4.1からの比較)
消費生活相談員数	2,800	3,146	3,321	3,391	591
うち資格保有	2,140	2,328	2,490	2,569	429
	76.4%	74.0%	75.0%	75.8%	
うち資格未保有	660	818	831	822	162
	23.6%	26.0%	25.0%	24.2%	

(2) 消費者行政担当の事務職員数の配置

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 (H21.4.1からの比較)
事務職員数	5,190	5,226	5,180	5,182	△ 8
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	66
	28.8%	30.0%	30.7%	30.1%	
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	△ 74
	71.2%	70.0%	69.3%	69.9%	

3. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間あたりの報酬単価）

単位（円） 各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 (H21.4.1からの比較)
全自治体	1,471	1,485	1,499	1,507	36
都道府県	1,347	1,381	1,443	1,466	119
政令市	1,546	1,612	1,657	1,650	104
市区町村	1,547	1,507	1,500	1,503	△ 44

3. 消費生活相談員の処遇等の状況

(2) 消費生活相談員の雇用期間の更新回数制限の有無

各年4月1日現在

	制限有				制限無			
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全体	18.3%	19.6%	19.1%	18.8%	81.7%	80.4%	80.9%	81.2%
都道府県	31.8%	29.6%	31.3%	30.8%	68.2%	70.4%	68.7%	69.2%
政令市	12.1%	12.6%	13.9%	13.1%	87.9%	87.4%	86.1%	86.9%
市区町村等	14.2%	17.1%	15.9%	15.9%	85.8%	82.9%	84.1%	84.1%

(3) 消費生活相談員の処遇改善：3年間で343自治体で報酬引き上げ

	平成22年		平成23年		平成24年	
	うち基金活用	うち基金活用	うち基金活用	うち基金活用	うち基金活用	うち基金活用
全体	102	34	130	88	111	78
	5.7%	33.3%	7.2%	67.7%	6.2%	70.3%
都道府県	10	5	11	7	5	3
	21.3%	50.0%	23.4%	63.6%	10.6%	60.0%
政令市	10	3	8	4	4	2
	52.6%	30.0%	42.1%	50.0%	20.0%	50.0%
市区町村等	82	26	111	77	102	73
	4.7%	31.7%	6.4%	69.4%	5.9%	71.6%

※ 各年4月1日現在で前年4月2日以降に、報酬単価引き上げにより、消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合。

4. 消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移

単位（百万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減 (H21年度からの比較)
全自治体計	16,439	19,350	20,708	19,409	2,970
うち基金	4,263	6,891	6,986	5,679	1,417
	25.9%	35.6%	33.7%	29.3%	
うち自主財源	12,177	12,459	13,723	13,730	1,553
	74.1%	64.4%	66.3%	70.7%	

※ 平成23年度までは最終予算額であり、平成24年度は当初予算額である。

(2) 消費者行政予算の無い市区町村数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減 (H21年度からの比較)
市区町村数	223	144	114	130	△ 93
(割合)	12.9%	8.4%	6.6%	7.5%	

[参考] メニュー別「地方消費者行政活性化基金」の活用状況

- 消費生活センター・相談窓口設置 …………… 22.1%
- 消費生活相談員養成、研修開催・参加支援 …… 10.5%
- 相談員配置・増員等（人件費） …………… 14.7%
- 相談窓口高度化 …………… 1.9%
- 消費者教育・啓発 …………… 37.1%
- 商品テスト強化 …………… 3.5%
- 地方苦情処理委員会活性化 …………… 0.0%
- 食品表示・安全機能強化 …………… 2.6%
- オリジナル事業 …………… 7.5%

※ 平成21年度から23年度までの累計（平成23年度は事業計画ベースの見込額）

5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数

単位 (件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減 (H20年度からの比較)
全自治体計	1,117,545	1,063,167	1,013,557	982,434	△ 135,111
うちあっせん件数 (あっせん率)	68,086 6.1%	73,610 6.9%	73,000 7.2%	70,471 7.2%	2,385
都道府県	424,685	404,624	361,013	330,690	△ 93,995
うちあっせん件数 (あっせん率)	18,423 4.3%	20,591 5.1%	19,148 5.3%	17,669 5.3%	△ 754
政令市	191,041	182,369	187,135	189,889	△ 1,152
うちあっせん件数 (あっせん率)	10,291 5.4%	12,244 6.7%	13,907 7.4%	13,258 7.0%	2,967
市区町村等	501,819	476,174	465,409	461,855	△ 39,964
うちあっせん件数 (あっせん率)	39,372 7.8%	40,775 8.6%	39,945 8.6%	39,544 8.6%	172

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加

	都道府県		政令市		市区町村等	
	平成21年度	平成23年度	平成21年度	平成23年度	平成21年度	平成23年度
研修参加自治体数	47	47	19	20	1274	1308
参加していない自治体数	0	0	0	0	461	420
参加していない自治体の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.6%	24.3%

(3) 講習等（出前講座を含む）の実施

	都道府県		政令市		市区町村等	
	平成21年度	平成23年度	平成21年度	平成23年度	平成21年度	平成23年度
講習等実施自治体数	47	47	19	20	862	908
実施していない自治体数	0	0	0	0	873	820
実施していない自治体の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.3%	47.5%

(4) 庁内外における連絡会議等の設置

平成24年4月1日現在

	庁内他部局を集めた 会議等を設置		他の自治体、団体等 との会議等を設置	
	自治体数	割合	自治体数	割合
全自治体計	285	15.9%	304	16.9%
都道府県	45	95.7%	44	93.6%
政令市	17	85.0%	13	65.0%
市区町村等	223	12.9%	247	14.3%

(5) 外部有識者、専門家の活用（平成23年度）

平成24年4月1日現在

	活用（連携）して いる自治体		活用（連携）して いない自治体	
	自治体数	割合	自治体数	割合
全自治体計	605	33.7%	1,190	66.3%
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
政令市	19	95.0%	1	5.0%
市区町村等	539	31.2%	1,189	68.8%

国による財政支援

◆「住民生活に光をそそぐ交付金」

- ◇ これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組みを支援するために、22年度補正予算において1,000億円が計上され創設。23年3月に交付決定。
- ◇ 地方消費者行政については、22年度内に約10億円、加えて、24年度までには約15億円が「基金」として活用される予定。

◆「地方消費者行政活性化基金」の造成

- ◇ 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方自治体の取組を支援。最長25年度まで活用可能。
- ◇ 総額231億円をこれまでに措置（20年度2次補正 150億円 / 21年度1補正 72.7億円 / 24年度当初 5億円（一般会計） 3.6億円（復興特会））
- ◇ 24年度補正予算案で、60.2億円を措置
- ◇ 25年度当初予算案では、被災4県を対象にした約7.3億円（復興特会）のほか、基金の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施するために、基金の上積みとして5億円を措置。

平成21年度は総額で約4.3億円、平成22年度は総額で約7.0億円、平成23年度は総額で約6.9億円、平成24年度は総額で約6.4億円が取り崩される見込み。

◆地方交付税措置の拡充

- ◇ 基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、地方自治体の消費者行政予算の充実を図っている。
 - ・ 21年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を約90億円から約180億円に拡充。
 - ・ 23年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を約180億円から約225億円に拡充。

平成20年度

<都道府県>
人口170万人の標準団体の基準財政需要：3,000万円
<市町村>
人口10万人の標準団体の基準財政需要：500万円

平成21年度～

平成21年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の基準財政需要を倍増
<相談員の年間報酬は約150万円から約300万円に倍増>

平成23年度～

平成23年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の基準財政需要を約180億円から約225億円に増額
<相談員の年間報酬は約300万円>

地方消費者行政活性化基金の制度概要

約304億円

- 消費者行政強化に取り組む自治体を支援。
 (「身近な消費生活相談体制の下支え」と「地域の消費者問題解決力の向上」)
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、メニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針に基づき、計画的に推進
- 毎年度の基金の取崩可能額は、当該都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県は3分の2まで)
- 活性化事業の実施期間は、25年度まで(当初、23年度までのところを1年ずつ2回延長)

- 20年度2次補正 150億円
- 21年度1次補正 約72.7億円
- 24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会※1)
- 24年度補正 60.2億円
- 25年度当初 5億円※2(一般会計) / 7.3億円(復興特会※1)

※1 被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象
 ※2 自治体の自主的な判断に基づき事業実施する通常の基金事業とは異なり、当該予算では、国から先駆的な政策テーマを提案し、地方と連携して実施

事業メニュー

① 消費生活相談機能整備・強化事業【市町村】

- ・消費生活センターや窓口の整備(新設、増設、拡充)
 (複数市町村による連携事業を含む)
- ・センターにおける消費生活相談対応力強化のための専門家(弁護士等)の活用
- ・消費者からセンターに寄せられた製品関連事故の原因究明等のための機能強化
- ・苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化

② 消費生活相談員養成事業【都道府県※1・市町村】

- ・管内の消費生活相談を担う人材の養成

③ 消費生活相談員等レベルアップ事業【都道府県※1・市町村】

- ・相談員への研修開催、研修参加支援

④ 消費生活相談体制整備事業【都道府県※2・市町村】

- ・消費生活相談員等の配置のための人件費・処遇改善

⑤ 市町村の基礎的な取組に対する支援事業【都道府県】

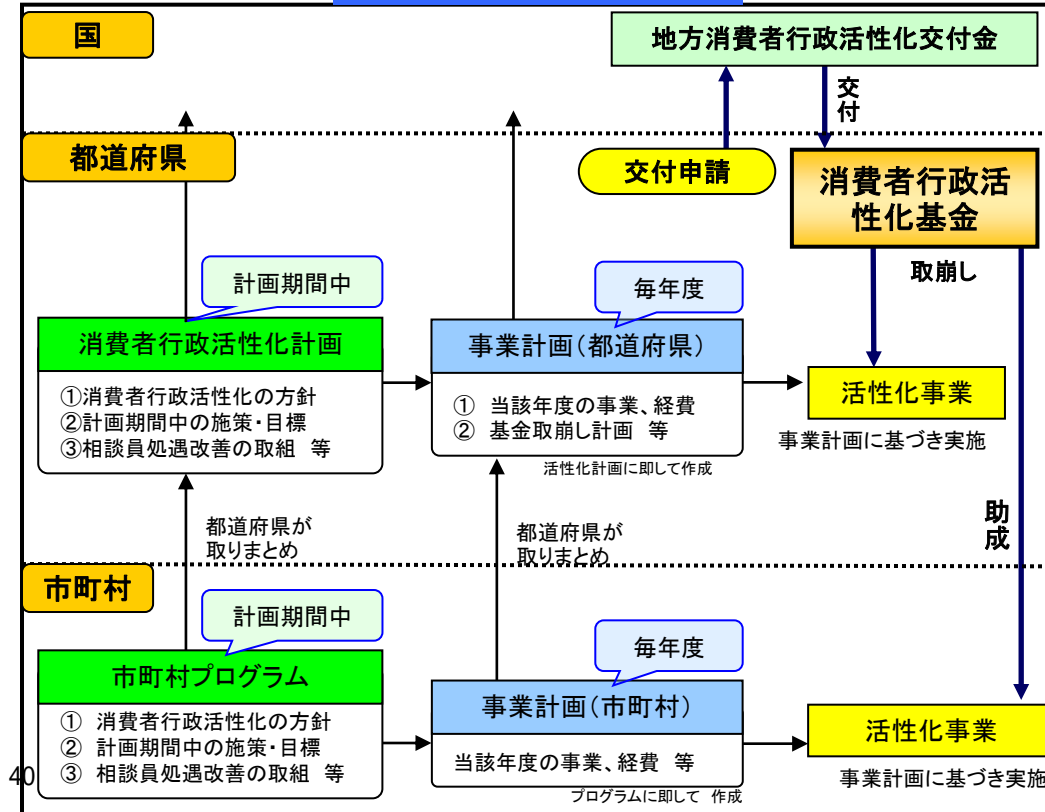
- ・市町村の相談体制整備や水準向上への支援

⑥ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業【都道府県・市町村】

- ・消費者教育推進法の制定を踏まえた消費者の安全と安心を確保するための事業
- ・地域の多様な主体等との連携・協働による事業(団体への序所事業を含む)
- ・事業者指導や法執行等の強化を図るための事業
- ・その他先進性・モデル性の高い事業

⑦ 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務

事業の概要



※1 都道府県については市町村支援 ※2 都道府県については24年度までの任用分